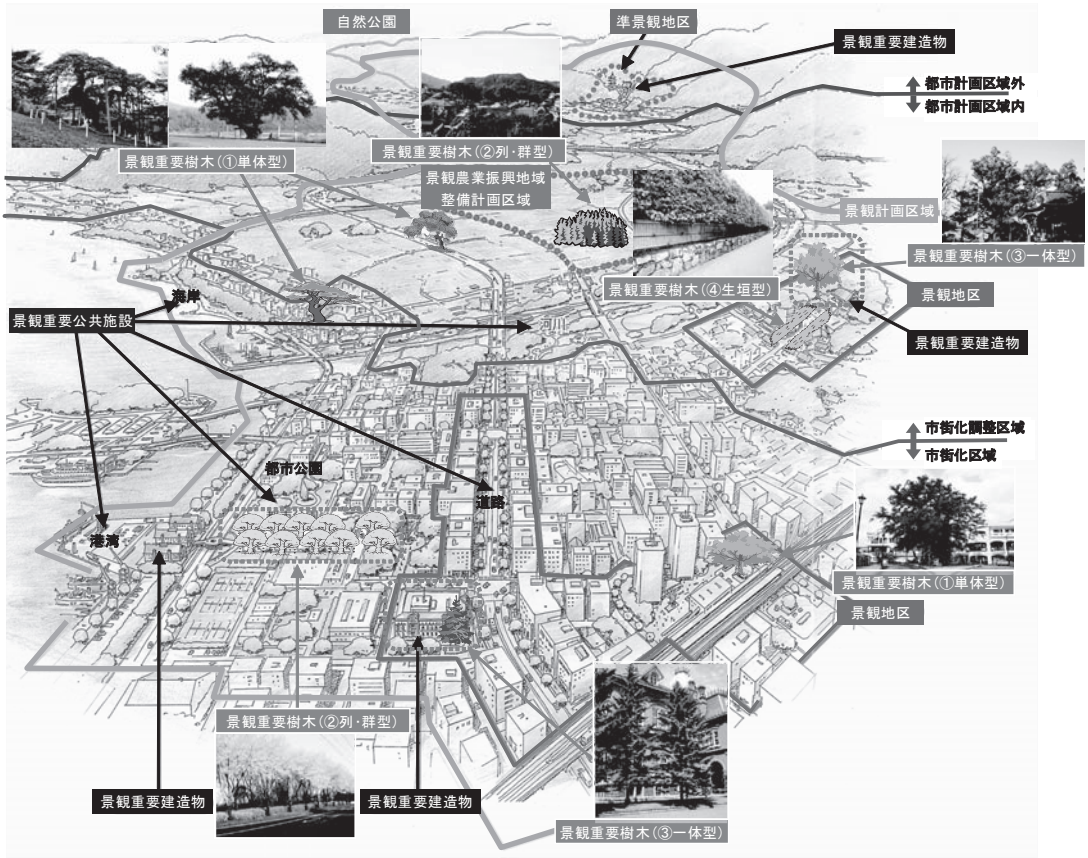

第１章
景観重要樹木の基本的事項

１．景観重要樹木の概要 …… 9
１－１．景観重要樹木とは …… 9
１－２．景観重要樹木の主な事例 …… 16
２．景観重要樹木の指定 …… 18
２－１．景観重要樹木の指定の考え方 …… 18
２－２．景観重要樹木の指定のメリット …… 19
（１）規制、命令、勧告による保護 …… 20
（２）所有者の管理コストの軽減 …… 20
（３）各種の補助、優遇措置 …… 20
（４）適切な保全 …… 20
２－３.「景観形成総合支援事業の活用」について …… 23
２－４．景観重要樹木の指定の手順 …… 25
（１）景観整備機構の組織（任意） …… 26
（２）景観協議会の設置（任意） …… 27
（３）景観計画の策定 …… 27
（４）景観重要樹木となる資源の抽出 …… 29
（５）景観重要樹木の指定の提案 …… 30
（６）所有者への意見徴収 …… 30
２－５．景観重要樹木の指定基準と方針 …… 31
（１）景観重要樹木の指定の基準 …… 31
（２）景観重要樹木の指定方針 …… 33
（３）住民提案制度 …… 35

第１章　景観重要樹木の基本的事項

■１．景観重要樹木の概要

1-1. 景観重要樹木とは

景観重要樹木とは、景観法☆に基づき、景観計画区域内において特に良好な景観を形成している樹木を適正に保全していくために指定するものである。

指定の基準については、景観法施行規則第十一条（国土交通省令）及び都市計画区域外の景観重要樹木及び景観協定に関する省令（国土交通省令・農林水産省令）において、その指定基準を表 1-1 のように定めているが、細かな指定基準は各自治体の裁量にゆだねられている（指定の基準に関する詳細については、『2. 景観重要樹木の指定、2-5. 景観重要樹木の指定基準と方針』で解説）。

表 1-1　景観重要樹木の指定基準

法令の種類	解説
景観法施行規則	（景観重要樹木の指定の基準） 第十一条　法第二十八条第一項 の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。 一　地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。 二　道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。

景観重要樹木は、特に「景観的な価値」が重視されており、指定にあたっては必ずしも特出した樹木の大きさや、遺伝的、生物学的、歴史的、文化的な価値が問われるものではなく、地域の景観にとって重要なものであれば指定可能なことが特徴である。そのため、樹木の姿が地域を特色づけるシンボルとなっていて、かつ誰でも容易に見ることのできる樹木、地域住民等にとって親しみや愛着の深い樹木が対象となる。例えば、地域のランドマークとなる巨樹や、他の地域には自生していない希少な樹種、地域の特産物となる果樹等があり、歴史的価値や文化的価値の高くない樹木であっても指定可能である。

☆景観法のポイント（詳細は資料編参照）

■景観法は、日本の都市、農山漁村等における良好な景観の保全・形成を促進するために、日本初の景観に関する総合的な法律として 2004 年 6 月に制定されたものである。

■景観法の基本理念は、良好な地域の自然や歴史、文化、人々の生活が醸し出す良好な景観そのものが、その地域に生活する人々の資産であると捉え、適正な制限を設けることでこれをむやみに乱さないこと、あるいは乱している要因を取り除くための必要な施策を実施しやすくするためのものである。また、実施の際は住民、事業者及び地方公共団体の協働で行うこととされており、その地域で暮らす住民の意志が尊重されているのが特徴である。

■具体的には、景観法の規定に基づき、景観行政団体は「地域のふさわしい良好な景観を形成する必要があると認められる地域」において景観計画を作成し、その中で景観計画区域を定め、必要に応じて景観地区、準景観地区を設け、さらに景観重要公共施設、景観重要建築物、景観重要樹木等を指定することが可能となる。これらの指定を図ることで、様々な制限を設けたり、景観の保全あるいは改善に必要な助成を受けることができる。

○***景観重要建造物***：*良好な景観を形成する上で優れた建造物が、除去や外観の変更等により、地域全体の良好な景観が大きく損なわれることがないように、指定するもの。*

○***景観重要公共施設***：*すでに良好な景観の構成要素となっているか、あるいは今後、公共施設整備に伴い良好な景観を再生・創出させようとする場合に指定するもの。例えば、舗装・ガードレー*

ル・街路樹の一体型整備、オープンカフェ、街並み、ビーチ等の公共施設に適用可能。

■景観法で定めている主な事柄は以下のとおりである。

①良好な景観の保全・形成に関する基本理念や住民、事業者、行政の責務。
②景観計画の策定手続きや土地利用に係る行為規制。
③景観重要建造物、景観重要樹木といったランドマークの保全。
④景観重要公共施設の景観計画に即した整備。
⑤景観地区の指定等、都市計画との調整。
⑥景観協定、景観整備機構等の仕組み。

■特に重要な点は、良好な景観の保全・形成上必要な範囲であれば、景観計画区域を都市計画区域外の農地や山林まで幅広くどこでも指定することができることである。さらに、景観計画区域の中で、都市計画区域内であれば、「景観地区」を、都市計画区域外であれば「準景観地区」をそれぞれ指定し、①建築物の形態意匠、②建築物の高さ、③壁面の位置、④建築物の敷地面積等について制限することができる。また、景観計画区域の中で、「景観重要公共施設」、「景観重要樹木」、「景観重要建築物」等を指定することで、きめ細かな規制や制限をすることも可能である。

※景観法の基本理念と対象者毎の責務、景観法に関連する主な内容は資料編参照。

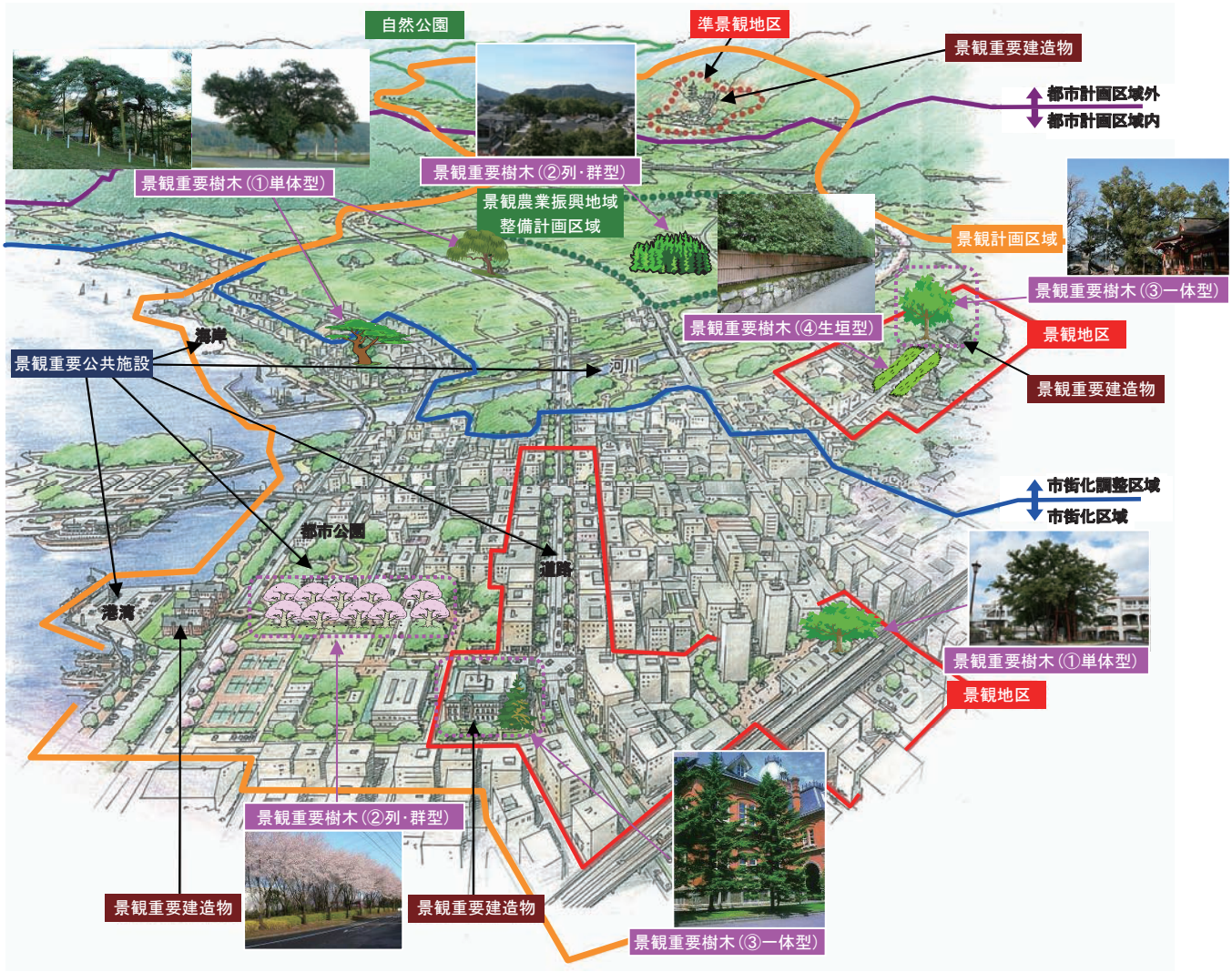

図 1-1　景観法の適用範囲に存在する景観重要樹木のイメージ
（国土交通省ﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄ「景観法の概要」の図に加筆）

景観法の適用範囲に存在する景観重要樹木のイメージを図 1-1 に示す。景観重要樹木にあてはまる要件を有する巨樹や名木は、地域の生活に密着したものとして「御神木」、「記念木」、「緑陰木」、「標木」、「果樹」として、地域の中に存在していることが多い。これらの樹木を地域景観における構成要素の型としてタイプ分けすると、表 1-2 のように分類することができる。主な指定基準の内容については、後述の『2. 景観重要樹木の指定』を参照のこと。

表 1-2　景観重要樹木のタイプ区分

区分	イメージ	解説	主な対象例
①単体型	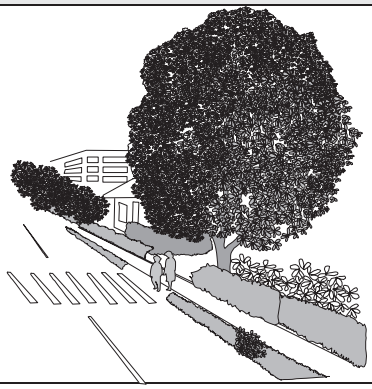	樹木単体として指定されるもの。	■学校等の記念樹 ■地域の伝承木 ■公園や広場における緑陰樹 ■新たに植栽されたシンボルツリー ■道路の一里塚や漁撈（ぎょろう）のあて木、地域の境界木や墓所の指標木
②列・群型		並木等の列・群として指定されるもの。	■歴史的街道の並木 ■街並みの景観を構成している街路樹 ■鎮守の森や里山を構成する樹木 ■民家の屋敷林
③一体型	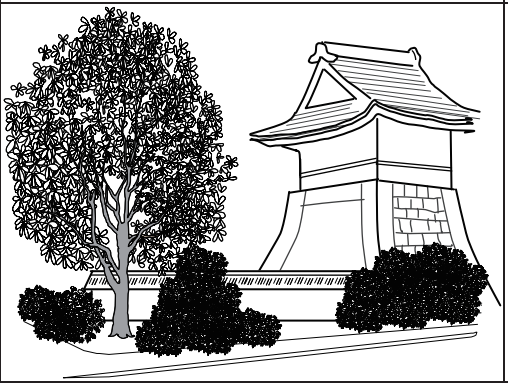	景観重要建造物等の建築物等と一体的に指定されるもの。	■社寺の御神木、御霊木 ■古城や公共建造物の記念樹、修景木 ■歴史的民家の緑陰樹、修景木、生産木
④生垣型	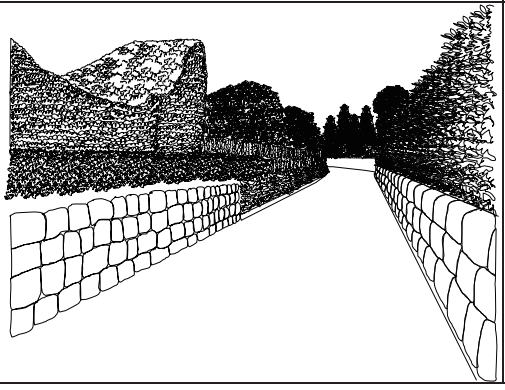	生垣として指定されるもの。	■歴史的な生け垣 ■農村等の生活文化を象徴する生垣 ■剪定等により良好な形状を保っている生垣

【①単体型】樹木単体として指定される景観重要樹木のイメージ

公園のシンボルツリー（ケヤキ）

地域の伝承木（マルバヤナギ）

地域のランドマーク（ガジュマル）

街道の一里塚（エノキ）

学校の記念樹（ソメイヨシノ）

山の神（サワラ）

【②列・群型】並木等の列・群として指定される景観重要樹木のイメージ

街並みを構成する街路樹（ケヤキ）

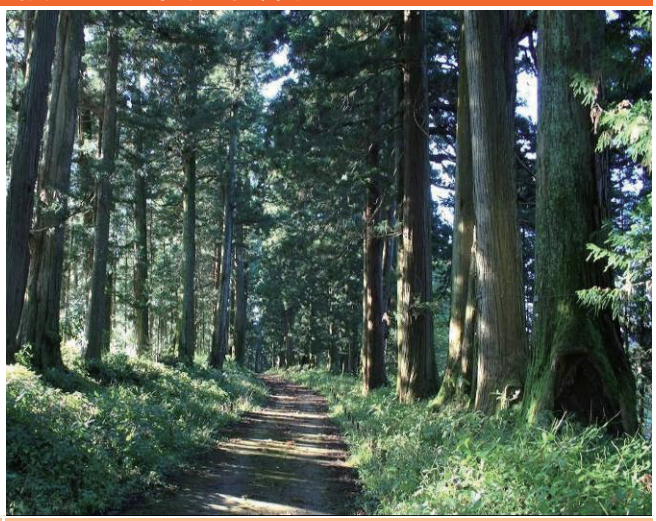

歴史的な街道（スギ）

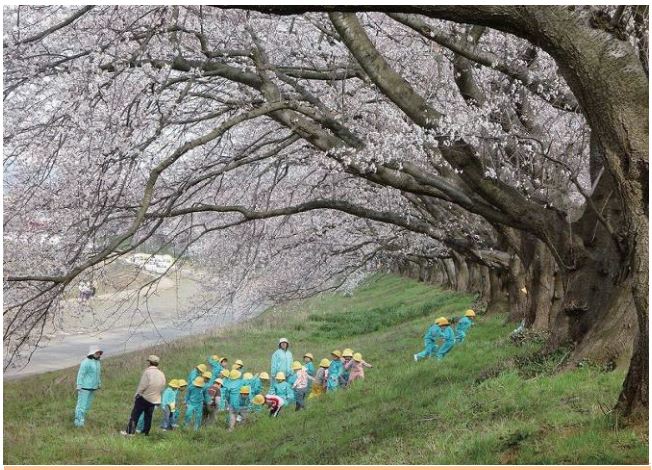

桜堤（ソメイヨシノ）

広場の樹林（ケヤキ等）

神社の社叢（ケヤキ等）

鎮守の森（クスノキ）

【③一体型】景観重要建造物等との一体として指定される景観重要樹木のイメージ

神社の御神木（クスノキ）

古城の修景木（クロマツ）

公共建造物の記念樹（アカエゾマツ）

歴史的街並みの修景木（アカマツ）

歴史的民家の修景木（モチノキ）

民家の果樹（カキノキ）

【④生垣型】生垣として指定される景観重要樹木のイメージ

特異形状の生垣（イヌマキ等）

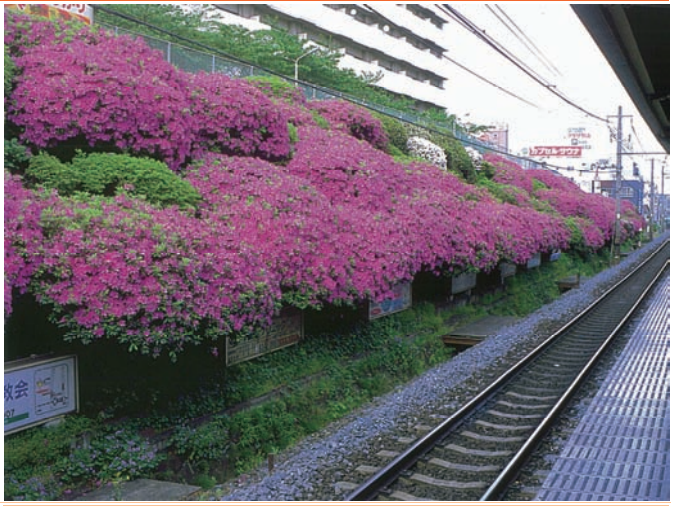

花木の生垣（オオムラサキツツジ）

歴史的な生垣（ヤブツバキ）

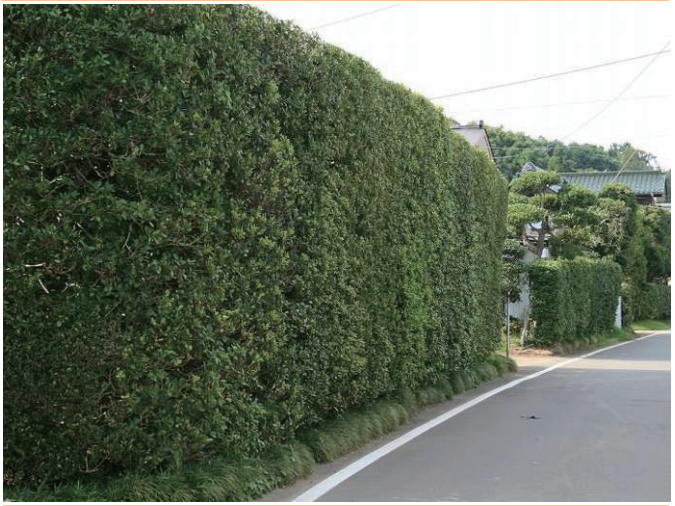

民家の高生垣（モッコク）

地域で統一された屋敷の生垣（イヌマキ）

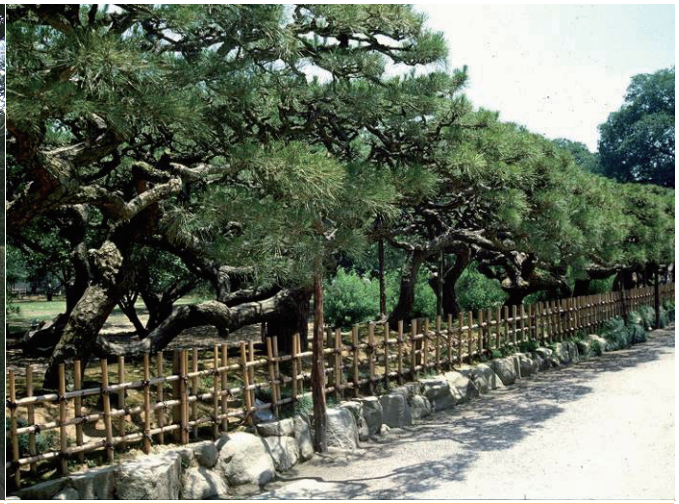

公園内の高生垣（アカマツ）

1-2. 景観重要樹木の主な事例

平成 22 年 1 月現在、景観重要樹木として指定されている樹木は合計で 9 樹種 217 本である（表 1-3）。

これらの樹木が植栽されている場所としては、松江市や彦根市の城周辺、大江町や鹿児島市の神社周辺、横須賀市の小・中学校、米沢市の明治天皇東北ご巡幸の際の御小憩地である小学校跡地、橿原市の河川公園として整備する予定地周辺となっている。なお、生垣で指定された事例はない。

表 1-3　景観重要樹木の指定状況（平成 22 年 1 月現在）

指定年月日	都道府県	市町村	樹種（本数）
平成 19 年 4 月 1 日	島根県	松江市	タブノキ（1 本）
平成 20 年 8 月 20 日	滋賀県	彦根市	マツ（33 本）
平成 20 年 12 月 14 日	山形県	大江町	カヤ（1 本）、スギ（1 本）、ケヤキ（1 本）
平成 21 年 3 月 17 日	山形県	米沢市	アカマツ（1 本）
平成 21 年 5 月 1 日	神奈川県	横須賀市	クスノキ（5 本）、ケヤキ（1 本）、フェニックス（1 本）
平成 21 年 7 月 1 日	奈良県	橿原市	エノキ（1 本）
平成 21 年 7 月 3 日	鹿児島県	鹿児島市	クスノキ（1 本）、タブノキ（1 本）
平成 21 年 10 月 1 日	宮崎県	宮崎市	フェニックス（2 本）
平成 21 年 12 月 1 日	長野県	高山村	サクラ類（6 本）、スギ（161 本）

【①単体型（山の神）】山形県大江町のカヤ

■名　　称：神代カヤ
■指 定 番 号：第 1 号
■指定年月日：平成 20 年 12 月 14 日
■所　在　地：山形県西村山郡大江町大字小釿
■神代カヤは、樹齢およそ 1,500 年、カヤの木としては東北一といわれており、近くにある弥勒堂とともに地区の信仰を集めている。
■昭和 27 年 4 月 1 日に山形県指定天然記念物に指定されている。

【①単体型（山の神）】山形県大江町のスギ

■名　　称：松保の大杉
■指 定 番 号：第 2 号
■指定年月日：平成 20 年 12 月 14 日
■所　在　地：山形県西村山郡大江町大字小清
■松保の大杉は、樹齢およそ 1,100 年、山あいにそびえる県下で最大級の杉の巨樹で、円錐形の樹形は一樹で森を形づくっている。
■昭和 28 年 8 月 31 日に山形県指定天然記念物に指定されている。

【①単体型（神社の御神木）】山形県大江町のケヤキ

■名　　称：柳川熊野神社のケヤキ
■指 定 番 号：第 3 号
■指定年月日：平成 20 年 12 月 14 日
■所　在　地：山形県西村山郡大江町大字柳川
■柳川熊野神社のケヤキは、樹齢が 800～1,000 年といわれており、通りから目につきやすく地区のアイストップとして、また地域のランドマークとしての役割を果たしている。
■平成 18 年 2 月 22 日に町の保存木に指定されている。

【②列・群型（歴史的街道の街路樹）】滋賀県彦根市のいろは松

■名　　称：いろは松
■指 定 番 号：第 1 号
■指定年月日：平成 20 年 8 月 20 日
■所　在　地：滋賀県彦根市金亀町
■彦根市のシンボルとして、金亀町の彦根城中堀沿いの「いろは松」33 本を景観重要樹木に指定。
■「いろは松」は、彦根藩二代藩主、井伊直孝（1590～1659）が、諸国から竹材を取り寄せて城内に植栽する際、土佐から移して植えたとされる。当時は「いろは 47 文字」になぞらえ、「いろは松」と言われたのが由来。現在は、枯れた松もあり 33 本となっている。
■樹齢 300 年以上とされる老木から 15 年前後のものまで延長約 143 メートルにおよぶ。

【③一体型（景観重要公共物との一体）】島根県松江市のタブノキ

■名　　称：タブノキ
■指 定 番 号：第 2-1 号
■指定年月日：平成 19 年 4 月 1 日
■所　在　地：島根県松江市内中原町
■松江市のシンボルとして、また、市民共通の財産として愛され親しまれ、個性のある景観形成に欠かすことができないタブノキを、景観重要公共施設として指定されている筋違橋と一体的に景観重要樹木として指定。
■四十間堀川に親しむかのように迫り出した広球形の樹容と、その背後に架かる木造の筋違橋、石積み護岸の上に佇む土蔵とが一体となって水面に映し出される景観は、城下町松江の風情を印象付けるものとなっている。

■２. 景観重要樹木の指定

2-1. 景観重要樹木の指定の考え方

良好な景観を形成するランドマーク的な樹木や、歴史・文化的な価値をもった樹木は、地域のシンボルであるとともに重要な景観構成要素であり、その存在が無くなってはじめてその価値の高さに気がつくことが多い。特に、高度成長期以降の社会資本整備や都市開発においては、経済性を優先して進められたものもあり、その際に地域の良好な景観を形成している樹木にはさほど注意が払われずに失われてしまった景観や樹木も少なくない。

このような樹木は、長い時間をかけて人々とともに成長しながら存在感を高めてきたものであるため、失われるのは一瞬であるが、新たに樹木を植えて復元しようとしても長い年月が必要となるばかりか、同じものを復元することは不可能である。

そのため、地域の良好な景観を形成している樹木は、安易な喪失を防ぎ、将来にわたり持続的に保全することを目的として、積極的に景観重要樹木に指定することで、保全の実効と景観維持のための法的強制力をもたせることが望まれる。

同時に、上記に挙げた景観重要樹木に指定するメリットの他に、それをきっかけに樹木周辺の景観を保全・創出したり、住みやすい街並みを形成したり、観光振興に繋げるなどの取り組みに発展させる可能性を持っている。

なお、地域における景観上重要となる樹木は、既に文化財や保護樹木として指定されている場合があるので、景観重要樹木の指定に際しては、対象となる樹木が関連法令ですでに何らかの指定がなされていないかを確認した上で、指定変更の可否とその効果を検討する必要がある（表 1-4）。

文化財保護法により指定される特別史跡名勝天然記念物または史跡名勝天然記念物については、景観法よりも厳しい現状変更の規制が課せられるため、景観計画に基づく景観重要樹木としての指定の実益がないことから、景観重要樹木に指定することはできない。

これらの適用除外となるものは、すべて国が文化財保護法に基づき指定するものである。一方、都道府県や市町村が都道府県文化財保護条例や市町村条例に基づき指定するものについては、景観重要樹木に指定することが可能であり、保存措置の強化と枯損防止等に積極的に取り組むことができる。

また、景観重要樹木は、景観上重要な単木や並木、樹群の樹木について指定するものであり、樹林地等の緑地を一体的に指定するものではない。このため、都市における良好な景観を有している樹林地等については、都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）に基づく特別緑地保全地区、緑地保全地域、市民緑地制度等の緑地保全のための諸制度を活用することが望ましく、良好な景観を有する森林については、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づく市町村森林整備計画を活用し、景観と調和のとれた森林整備を行うことが望ましい。

さらに、道路、河川、都市公園、港湾、漁港等の特定公共施設のうち良好な景観の保全が必要な樹木については、公共施設とその周辺の土地利用を一体的に整備する計画の中に位置付けることにより、効果的に良好な景観形成を図ることが可能と考えられるため、景観重要樹木としての指定よりも、むしろ景観重要公共施設として位置付けることで適切に整備・管理することが望ましい。

表 1-4　景観重要樹木と他の保護制度との関係

法令	景観重要樹木の指定の際の注意点	景観重要樹木への指定換え	
文化財保護法による特別史跡名勝天然記念物または史跡名勝天然記念物	■特別史跡名勝天然記念物または史跡名勝天然記念物として指定されたもの、または仮指定された樹木は適用されない。 （指定されている景観重要樹木が、特別史跡名勝天然記念物または史跡名勝天然記念物として指定された場合、または仮指定された場合には、景観重要樹木の指定が解除☆される）	×	景観重要樹木指定の実益なし
	■都道府県や市町村が都道府県文化財保護条例や市町村条例に基づき指定するものについては、景観重要樹木に指定することができる。	◎	保存措置の強化と枯損防止等に積極的に取り組むことが可能
樹木保存法（都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律）による保存樹	■樹木保存法により指定された保存樹を景観重要樹木として指定する際は、あらかじめ保存樹の指定を解除する必要がある。	○	
都市緑地法による特別緑地保全地区、緑地保全地域	■景観重要樹木は、樹林地等の緑地を一体的に指定するものではない。	×	趣旨に該当せず
森林法による保安林等			

☆景観重要樹木の指定の解除

■景観重要樹木の指定の解除は、景観法で次のように規定されている。

（指定の解除）

第三十五条　　景観行政団体の長は、景観重要樹木について、第二十八条第三項に規定する樹木に該当するに至ったとき、又は滅失、枯死その他の事由によりその指定の理由が消滅したときは、遅滞なく、その指定を解除しなければならない。

２　景観行政団体の長は、景観重要樹木について、公益上の理由その他特別な理由があるときは、その指定を解除することができる。

３　第三十条第一項の規定は、前二項の規定による景観重要樹木の指定の解除について準用する。

○第二十八条（景観重要樹木の指定）

景観行政団体の長は、景観計画に定められた景観重要樹木の指定の方針（次条第三項において「指定方針」という。）に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な樹木で国土交通省令（都市計画区域外の樹木にあっては、国土交通省令・農林水産省令。以下この款において同じ。）で定める基準に該当するものを、景観重要樹木として指定することができる。

２　景観行政団体の長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、その指定をしようとする樹木の所有者（所有者が二人以上いるときは、その全員。次条第二項及び第三十条第一項において同じ。）の意見を聴かなければならない。

３　第一項の規定は、文化財保護法の規定により特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された樹木については、適用しない。

2-2. 景観重要樹木の指定のメリット

景観重要樹木の指定がなされると、景観行政団体（行政）は、樹木の現状変更等に対して規制したり、原状回復を命じたり、適切な管理を行うよう勧告することが可能となるので、むやみに伐採や移植等が行われるのを防ぐことができるようになる。

(1) 規制、命令、勧告による保護

景観行政団体の長の許可を受けなければ、枝枯れ等により落枝のおそれがあり放置すれば危険な場合等に行う樹木の伐採（危険な樹木の伐採）を除き、景観重要樹木の伐採又は移植を行うことができない。また、違反した者に対しては、命令により原状回復のための措置をとらせることができる。

(2) 所有者の管理コストの軽減

樹木管理においては、樹木所有者の管理にかかる経済的負担も少なくないのが現状であるが、景観行政団体または景観整備機構との管理協定を結ぶことで、管理を代行してもらうことが可能となる。

(3) 各種の補助、優遇措置

これまで条件的に活用が困難であった各種の補助事業の対象となることや優遇措置を受けることが可能となる（『2-3. 景観形成総合支援事業』参照）。

(4) 適切な保全

所有者及び管理者に管理義務（剪定、下草刈り、病虫害駆除の定期実施等の基準を定める）が生じるため、法的な強制力がない場合に比べてよりきめの細かい管理がなされ、良好な状態で適切に保全していくことが可能となる。

景観重要樹木として指定することのメリットを図 1-2 に、その根拠を表 1-5 に示す。また、対象者別のメリットと関連する規制や制度等の位置づけを表 1-6、図 1-3 に示す。

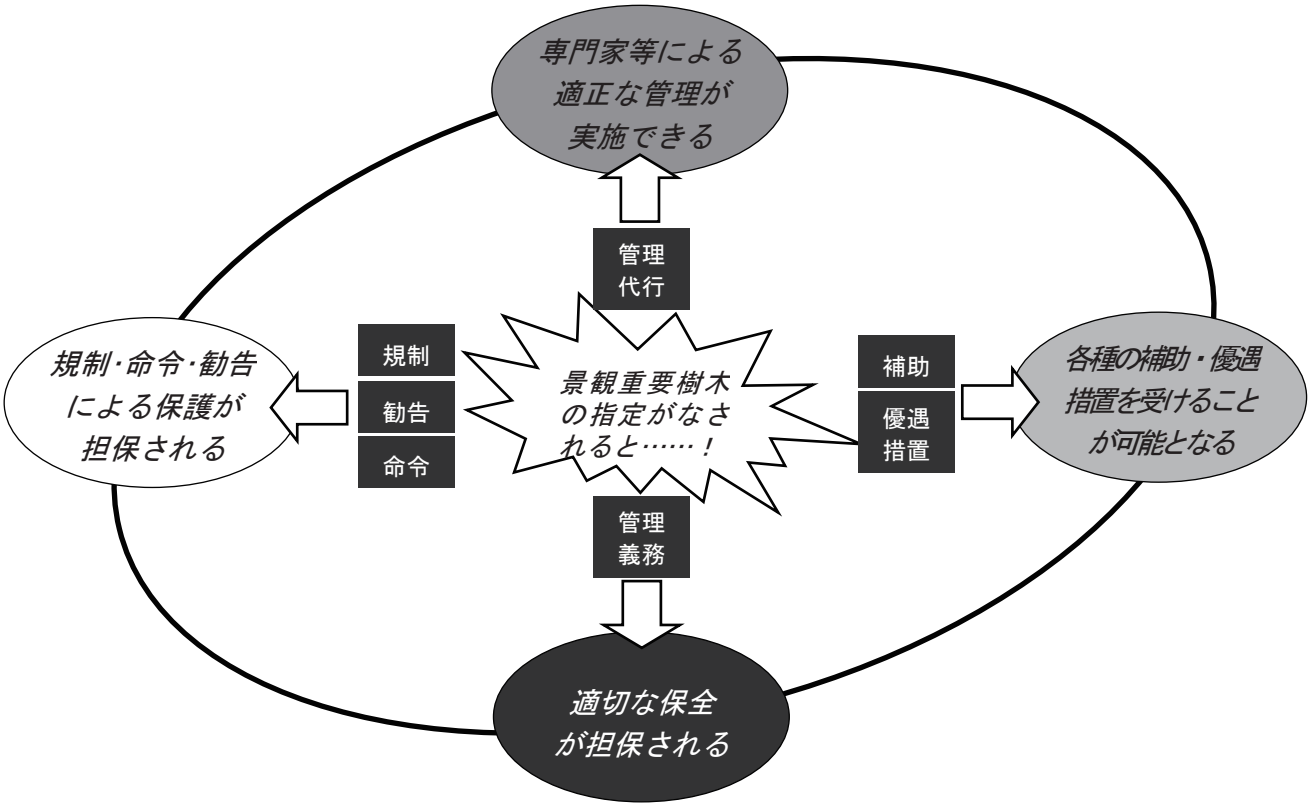

図 1-2　景観重要樹木の指定のメリット

表 1-5　景観重要樹木に指定するメリットとその根拠

	利点	根拠
規制	■景観重要樹木の現状変更に関して規制することができる。 ■規制の際は、所有者の損失の補償、管理に係る誘導が可能となり、指定後の樹木について良好な状態を保つことができる。	景観法（現状変更の規制） 第三十一条　何人も、景観行政団体の長の許可を受けなければ、景観重要樹木の伐採又は移植をしてはならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。
命令	■規制に違反した場合は、原状回復を命じたり、回復が困難な場合であっても、それに代わる措置を命ずる事ができる。 ■指定に伴う所有者の不利益について補償される。	景観法（原状回復命令等についての準用） 第三十二条（第二十三条の読み替えによる準用）　景観行政団体の長は、前条第一項の規定に違反した者又は同条第三項の規定により許可に付された条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれらの者から当該景観重要樹木についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、当該景観重要樹木の良好な景観を保全するため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。 （損失の補償） ２（第二十四条の読み替えによる準用） 第二十四条の規定は、前条第一項（景観行政団体の長の許可を受けなければ、景観重要樹木の伐採又は移植をしてはならない）の許可を受けることができないために受けた景観重要樹木の所有者の損失について準用する。
管理義務	■景観重要樹木の指定に伴い管理義務が生じるため、適切な管理を実施することができる。	景観法（景観重要樹木の所有者の管理義務等） 第三十三条　景観重要樹木の所有者及び管理者は、その良好な景観が損なわれないよう適切に管理しなければならない。 ２　景観行政団体は、条例で、景観重要樹木の管理の方法の基準を定めることができる。
勧告	■景観重要樹木の所有者又は管理者に対し、管理の方法の改善その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。	景観法（管理に関する命令又は勧告） 第三十四条　景観行政団体の長は、景観重要樹木の管理が適当でないため当該景観重要樹木が滅失し若しくは枯死するおそれがあると認められるとき、又は前条第二項の規定に基づく条例が定められている場合にあっては景観重要樹木の管理が当該条例に従って適切に行われていないと認められるときは、当該景観重要樹木の所有者又は管理者に対し、管理の方法の改善その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。
管理の代行	■景観重要樹木の所有者は、景観行政団体又は景観整備機構と管理協定を結び管理を代行してもらうことができる。 ■景観行政団体又は景観整備機構は、管理の主導権を握ることができる。	景観法（管理協定の締結等） 第三十六条　景観行政団体又は景観整備機構は、景観重要建造物又は景観重要樹木の適切な管理のため必要があると認めるときは、当該景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者と次に掲げる事項を定めた協定を締結して、当該景観重要建造物又は景観重要樹木の管理を行うことができる。 一　管理協定の目的となる景観重要建造物又は管理協定の目的となる景観重要樹木 二　協定建造物又は協定樹木の管理の方法に関する事項 三　管理協定の有効期間 四　管理協定に違反した場合の措置 ３　景観整備機構が管理協定を締結しようとするときは、あらかじめ、景観行政団体の長の認可を受けなければならない。

	利点	根拠
補助・優遇措置	■各種の補助事業の対象となるとともに、優遇措置が受けられることが多い。	景観形成総合支援事業 ■景観形成総合支援事業とは、市町村が行う景観重要建造物及び景観重要樹木の保全活用を中心とした地域振興・活性化の取組支援のこと。その中の必須事業として、「景観重要樹木の枯損・倒伏防止措置又は買取（土地購入を含む）」が定められている。 地方公共団体の助成・支援制度 ■地方公共団体が独自に実施する景観重要樹木の維持管理に対する助成・支援制度。

表 1-6　景観重要樹木指定の対象者別のメリット

対象	利点
樹木所有者	■観行政団体または景観整備機構と管理協定を結ぶことで、管理を代行してもらうことができ、経済的な負担を軽減することができる。 ■適切な管理方法の基準が定められるため、当該樹木のより適切な保全が図られる。 ■現状変更等が規制されたことにより損失を受けた場合は、その損失が補償される。 ■申請により景観形成総合支援事業等の補助を得ることができる。
景観行政団体（行政）=景観整備機構	■当該樹木の現状変更等に対して規制したり、原状回復を命じたり、適切な管理を行うよう勧告することが可能となるので、むやみに伐採や移植等が行われるのを防ぐことができる。 ■管理方法の改善や必要な措置を勧告することができ、地域の景観にとって重要となる当該樹木を、良好な状態で適切に保全していくことができる。
住民・事業者	■地域を代表する景観が、自由に改変されず、良好な状態で保全される。 ■住民自らの手で地域のより良い景観の維持・増進を図るため、当該樹木に対し自主的な規制を行うことができる。 ■良好な景観により地域が活性化する。 ■景観重要樹木であることを示す標識が設置され、地域のシンボルを PR できる。

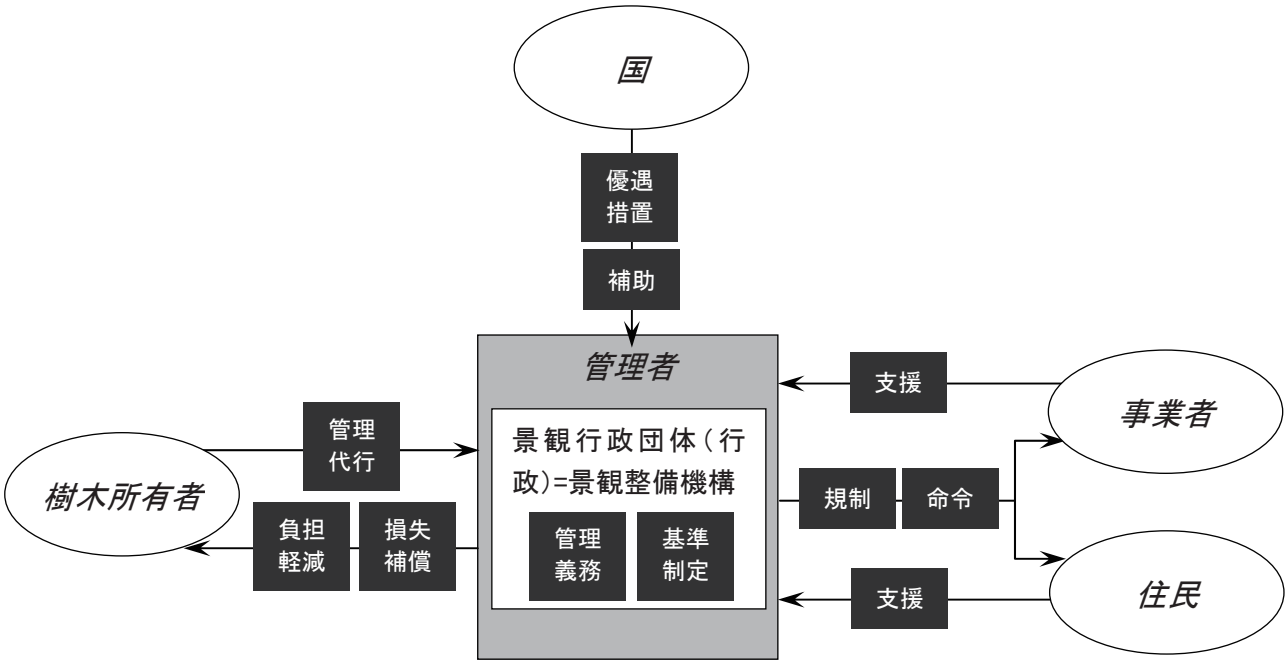

図 1-3　景観重要樹木と対象者間の様々な諸制度の位置づけ

2-3.「景観形成総合支援事業の活用」について

景観形成総合支援事業は、景観重要建造物または景観重要樹木の保全活用を中心とした取り組みを支援する制度である（表 1-7、図 1-4）。主な支援事業の内容は、良好な景観形成のための景観重要建造物の修理、買取または移設と、景観重要樹木の枯損・倒伏防止措置または買取の実施のための支援である。これらとあわせて、公共公益施設の高品質化、景観の阻害要因の解消や良好な景観の形成・活用を推進するための地域住民の意識啓発や人材育成のためのまちづくりセミナー等の開催に係る各種取組を支援するものがある。

表 1-7　景観形成総合支援事業の概要

区分	支援事業の内容	
【対象地域】	■国土交通大臣が同意した外客誘致法に基づく外客来訪促進地域 ■景観法に基づく景観重要建造物又は景観重要樹木（確実に指定されると認められるものを含む。以下同じ。）の存する地域	
【事業主体】	■市町村（特別区を含む） ■実施の施行は民間の団体または個人が行うモノであって、市町村が補助をおこなうものについても対象となる（間接補助）。	
【必須事業】	■景観重要建造物の修理、買取又は移設（必要な土地購入を含む）。 **■景観重要樹木の枯損・倒伏防止措置又は買取（必要な土地購入を含む）。**	
【選択事業】（必須事業と併せて実施することにより支援が受けられる事業）	■景観重要建造物の外観修景。	
	■建築物及び工作物等に係る景観の阻害要因の解消。	■建築物・工作物の外観修景又は除却、看板等の屋外広告物☆の外観修景、除却又は集約化、堆積物件の外観修景又は除却、電線類の無電柱化☆を実施するもの。
	■良好な景観を活用し、交流人口の拡大を図る施設の整備。	■案内板の設置やあずまや、ベンチ等の休憩スペース、便所の整備、観光案内所の整備、歴史資料館や民俗博物館等の体験・学習施設の整備、ライトアップ施設の設置、駐車場の整備等を行うもの（土地購入は対象とならない）。
	■公共公益施設の高質化。	■道路や通路、広場等における舗装の美装化、植栽、花壇の設置、せせらぎの整備、景観に配慮したストリートファニチャー、モニュメントの設置等を行うもの（土地購入は対象とならない）。
	■良好な景観の形成及びその活用を推進する観点から行う各種活動。	■ソフト活動であって、まちづくりセミナーの開催等地区住民の啓発や研修等といった景観形成に係る活動、イベントの試行等の景観活用に係る活動を行うもの。
【補助率】	■事業費の 1/3 以内。 ■間接補助の場合は、事業費の 1/3 以内であって、かつ市町村の補助に要する費用の 1/2 以内（※市町村から民間に 100 を補助した場合、国は最大 50 を市町村に補助するということ）。	
【事業の適用期間】	■採択年度から 3 箇年度（原則）。	

☆屋外広告物法（広告物の表示等の禁止）

都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、特定の地域または場所について、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。

なお、指定都市、中核市以外の市町村であっても、景観行政団体であれば条例の制定権限を都道府県から移譲を受けることができる。

☆電線共同溝の整備等に関する特別措置法（電線共同溝を整備すべき道路の指定）

道路管理者は、道路の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況等を勘案して、あらかじめ、都道府県公安委員会、市町村、景観行政団体である都道府県、一般電気事業者、特定電気事業者、認定電気通信事業者の意見を聴いた上で、景観計画に即し、その景観の整備と安全な交通の確保を図るため、電線をその地下に埋設し、必要に応じて景観重要公共施設として位置づけられた道路を、電線共同溝を整備すべき道路として指定することができる。

市町村または景観行政団体である都道府県は、当該市町村の区域内に存する道路の道路管理者に対し電線共同溝を整備すべき道路として指定するよう要請することができる。

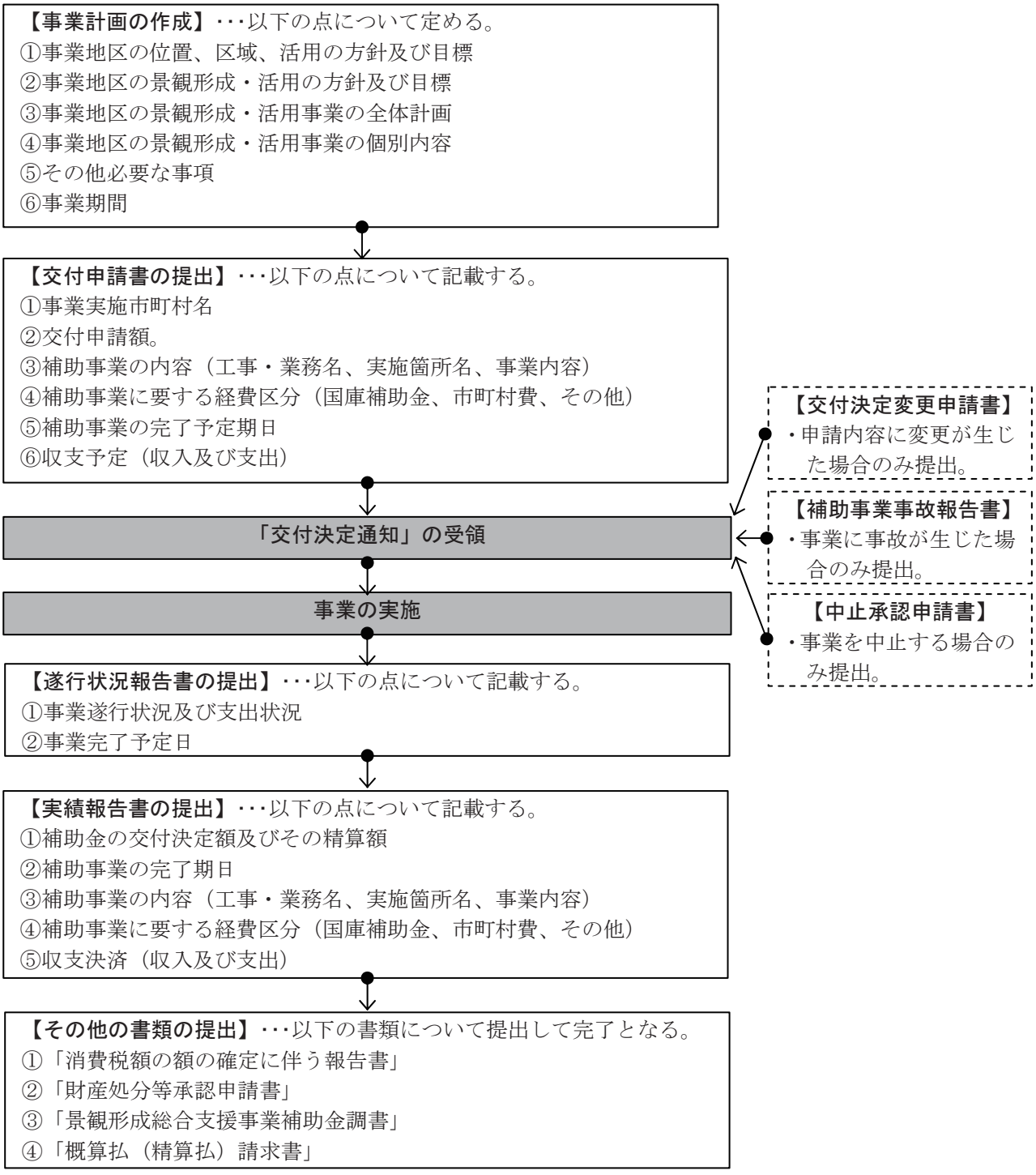

図 1-4　景観形成支援事業の活用の流れ

2-4. 景観重要樹木の指定の手順

景観重要樹木の指定の手順を、図 1-5 に示す。手順は、まず、景観行政団体が「景観計画」において「景観重要樹木の指定方針」を設定し、この指定方針に基づいて景観計画区域内における景観重要樹木となる資源の抽出を行う。次に、抽出された指定対象木について、所有者の意見を聞き同意を得た上で、景観行政団体の長が景観重要樹木として指定する。なお、所有者および景観整備機構（指定されている場合であり、所有者の同意が必要）が景観行政団体の長へ提案を行うことで指定することも可能である。指定にあたっては、景観協議会が設定されている場合には協議により景観重要樹木としての選定を行う。

指定された際には、所有者または提案者に対して景観行政団体がその旨を通知し、同時に遅滞なく標識を設置する。

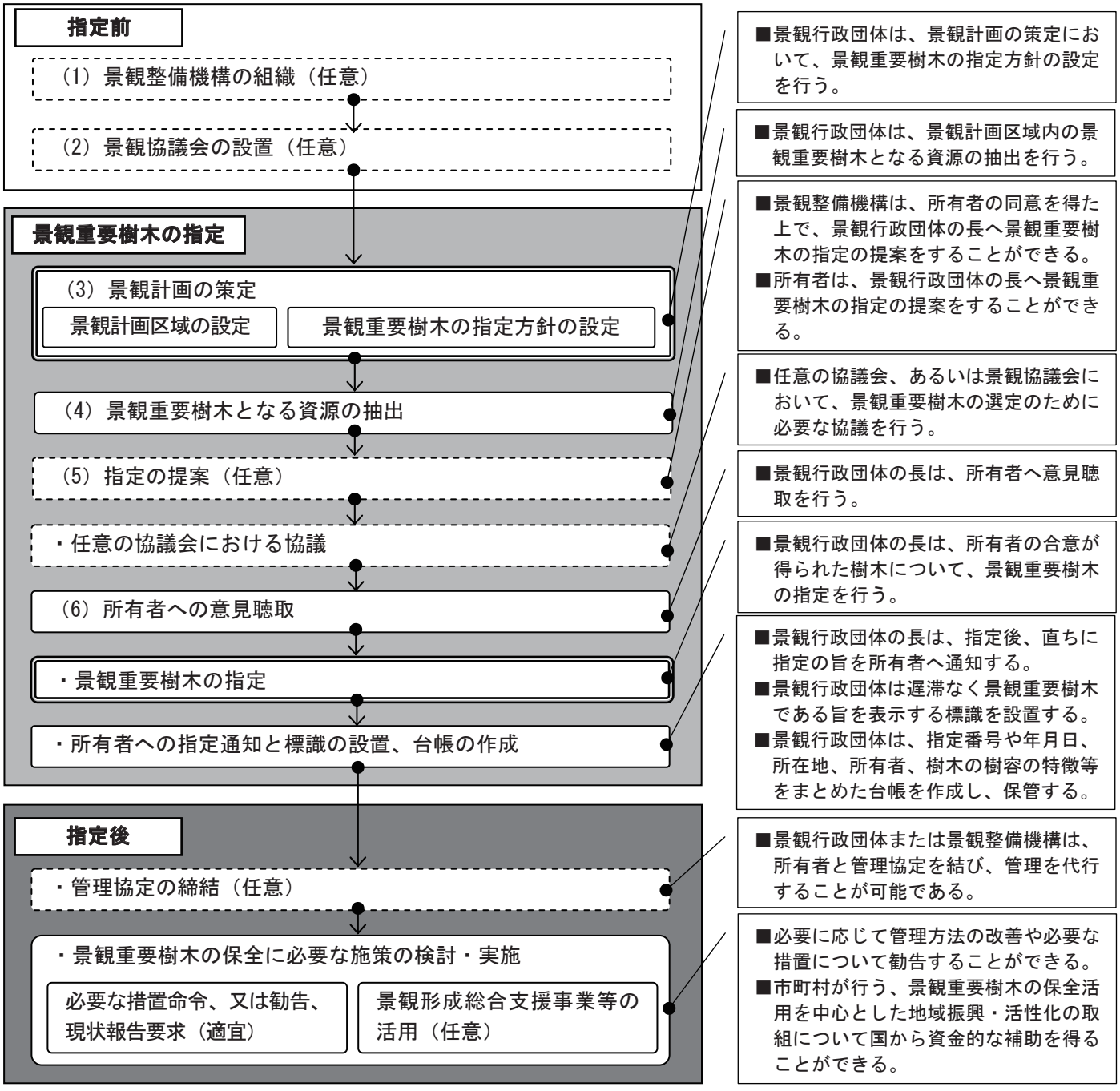

図 1-5　景観重要樹木の指定の手順

(1) 景観整備機構の組織（任意）

景観整備機構制度は、民間団体や市民による自発的な景観の保全・整備の一層の推進を図る観点から、一定の景観の保全・整備能力を有する公益法人またはNPOについて、景観行政団体がこれを指定し、良好な景観形成を担う主体として位置付ける制度である（表1-8）。

景観整備機構は、地域住民等を含めた民間活力の活用により、景観行政団体と役割分担しながら、ともに良好な景観の形成の推進を図るものであり、景観行政団体は、この趣旨を踏まえて積極的に指定を行うことが望ましい。一つの景観行政団体が、複数の景観整備機構の指定を行うことも可能である。景観行政団体が、景観整備機構の指定を行うにあたっては、当該公益法人又はNPOが、景観法第93条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができるか否かについて、組織、資金等の面から判断する必要がある。

景観整備機構が組織されていれば、景観重要樹木の指定後、保全計画の作成や、管理手法等についての具体的な検討をスムーズに行うことができる。

表1-8　景観整備機構

条文	ポイント
景観法　第五章　景観整備機構（指定）第九十二条 景観行政団体の長は、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法第二条第二項 の特定非営利活動法人であって、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、景観整備機構として指定することができる。 ２　景観行政団体の長は、前項の規定による指定をしたときは、当該機構の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。 ３　機構は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を景観行政団体の長に届け出なければならない。 ４　景観行政団体の長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。	■景観行政団体の長は、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人を、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められた場合、その申請により、景観整備機構として指定することができる。
景観法（機構の業務）　第九十三条 機構は、次に掲げる業務を行うものとする。 一　良好な景観の形成に関する事業を行う者に対し、当該事業に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。 二　管理協定に基づき景観重要建造物又は景観重要樹木の管理を行うこと。 三　景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成する広場その他の公共施設に関する事業若しくは景観計画に定められた景観重要公共施設に関する事業を行うこと又はこれらの事業に参加すること。 四　前号の事業に有効に利用できる土地で政令で定めるものの取得、管理及び譲渡を行うこと。 五　第五十五条第二項第一号の区域内にある土地を景観農業振興地域整備計画に従って利用するため、委託に基づき農作業を行い、並びに当該土地についての権利を取得し、及びその土地の管理を行うこと。 六　良好な景観の形成に関する調査研究を行うこと。 七　前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成を促進するために必要な業務を行うこと。	■景観整備機構の行う業務として、左記七項目が定められている。

景観整備機構の主な業務は以下のとおりである。

・良好な景観の形成に関する事業を行う者に対し、当該事業に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談その他の援助。
・管理協定に基づき景観重要建造物又は景観重要樹木の管理。
・景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成する広場その他の公共施設に関する事業若しくは景観計画に定められた景観重要公共施設に関する事業、事業への参加。
・事業に有効に利用できる土地で政令で定めるものの取得、管理及び譲渡。
・良好な景観の形成に関する調査研究。
・良好な景観の形成を促進するために必要な業務。

(2) 景観協議会の設置（任意）

景観協議会は、景観行政団体、景観計画に定められた景観重要公共施設の管理者及び景観整備機構が組織できるものであり、必要に応じて、関係行政機関や、公益事業を営む者、住民その他良好な景観の形成の促進のための活動を行う者を加えて、様々な立場の関係者が、景観計画区域における良好な景観の形成を図るために必要な協議を行うことが可能とされている。

良好な景観形成を持続的に推進していくためには、地域において景観形成にかかわりを持つ、様々な立場の関係者が、共通の場を設けて、利害の異なる課題について協議・調整を図りながら粘り強く、課題解決を図っていくことが有効であることから、景観協議会の制度を創設したものであり、その積極的な活用が望まれる。

このような趣旨から、1 つの景観計画区域において、複数の課題が存在する場合は、それぞれの課題の関係者により構成される複数の景観協議会を組織しても良い。景観協議会の主な内容は以下のとおりである。

・景観協議会は、景観行政団体、景観重要樹木等の管理者、景観整備機構等により構成される。
・必要と認めるときは、関係行政団体および観光、商工、農業等の団体、公益事業を営むもの、地域住民、その他の良好な景観の形成促進のための活動を行うメンバーを加えることができる。
・景観協議会は、1 つの景観計画区域に 1 つの景観協議会を組織するというものではなく、例えばその中でエリア毎に設置したり、テーマ毎に設置することが可能である。

(3) 景観計画の策定

景観行政団体は、景観計画の策定の中で、「景観計画区域」を定め、「景観重要樹木の指定の方針」を設定する（表 1-9）。

「景観計画区域」は、良好な景観を形成していこうとする地域であればどこでも設定することができる。地域の特性に応じた良好な景観は、一部の地域だけではなくどこの地域でも望まれるものであるため、景観計画区域は、市町村行政区域全域とすることが望ましい。

また、地域の特性によって景観形成手法が異なるため、全ての地区で足並みをそろえてから実施するのではなく、早急に景観形成を図る必要があり、かつ合意形成ができている地区を重点地区（「景観地区☆」あるいは、「準景観地区☆」等に指定する）として先行させ、順次地区を追加していく形で進めるとスムーズである。

「景観重要樹木の指定方針の設定」にあたっては、各々の大きさや歴史的・文化的な価値とは無関係とされているため、地域の景観にとって重要なものであれば、小さなものや植えられて間もないものでも指定することができる。

設定にあたっては、地区ごとの景観上の特性や目指すべき将来の景観像を踏まえた上で決定する（『2-5. 景観重要樹木の指定基準と方針』を参照）。

表 1-9　景観計画について

解説	ポイント
（景観計画） 第八条　景観行政団体は、都市、農山漁村その他市街地又は集落を形成している地域及びこれと一体となって景観を形成している地域における次の各号のいずれかに該当する土地の区域について、良好な景観の形成に関する計画（以下「景観計画」という。）を定めることができる。 一　現にある良好な景観を保全する必要があると認められる土地の区域 二　地域の自然、歴史、文化等からみて、地域の特性にふさわしい良好な景観を形成する必要があると認められる土地の区域 三　地域間の交流の拠点となる土地の区域であって、当該交流の促進に資する良好な景観を形成する必要があると認められるもの 四　住宅市街地の開発その他建築物若しくはその敷地の整備に関する事業が行われ、又は行われた土地の区域であって、新たに良好な景観を創出する必要があると認められるもの 五　地域の土地利用の動向等からみて、不良な景観が形成されるおそれがあると認められる土地の区域 ２　景観計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 一　**景観計画の区域**（以下「景観計画区域」という。） 二　**景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針** 三　**良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項** 四　第十九条第一項の景観重要建造物又は第二十八条第一項の**景観重要樹木の指定の方針**（当該景観計画区域内にこれらの指定の対象となる建造物又は樹木がある場合に限る。） 五　次に掲げる事項のうち、良好な景観の形成のために必要なもの （以下：略）	■景観計画区域は、市町村行政区域であればどこでも設定することができる。

☆景観地区

市町村は、景観計画区域内の都市計画区域または準都市計画区域内の土地の区域について、市街地の良好な景観の形成を図るため、都市計画の中で景観地区を定めることができる（法第 61 条）。

景観地区は、その制度化にあたり、従前、都市計画法の地域地区であった美観地区を母体として、その目的、規制手法を大幅に発展、拡充させたものである。

☆準景観地区

市町村は、景観計画区域内の都市計画区域及び準都市計画区域外の景観計画区域のうち、相当数の建築物の建築が行われ、現に良好な景観が形成されている一定の区域について、その景観の保全を図るため、準景観地区を指定することができる（法第 74 条第 1 項）。

これは、都市計画区域外等において、良好な景観を積極的に保全していくことが望ましい観光地、別荘地、温泉地、門前町、農山漁村集落等の地域の個性豊かな景観が形成されている地域が多様に存在しており、これらの地域における景観を維持・増進していく必要があることから、市町村が景観地区に準じた規制を行うことを可能としたものである。なお、準景観地区は、既に良好な景観が形成されている一定の区域において、その景観の「保全」を目的とするものであるが、これは、市街地を対象として積極的な景観形成を目的とする景観地区とは地域特性が異なるものである。

我が国は、気候風土に恵まれ、国土の様々な箇所に美しい集落や里が点在しており、こうした都市計画区域外等の良好な景観を積極的に保全していくことによって、美しく風格ある国土の形成と地域の魅力向上が望まれている。

（4）景観重要樹木となる資源の抽出

「景観重要樹木の指定の方針」に準拠する景観重要樹木の抽出にあたっては、関連する計画策定時の調査結果や既存の保護・保存樹木のリスト、地域の歴史を編纂した文献等を活用することや、景観写真イベント等を開催して抽出する方法がある（図 1-6）。

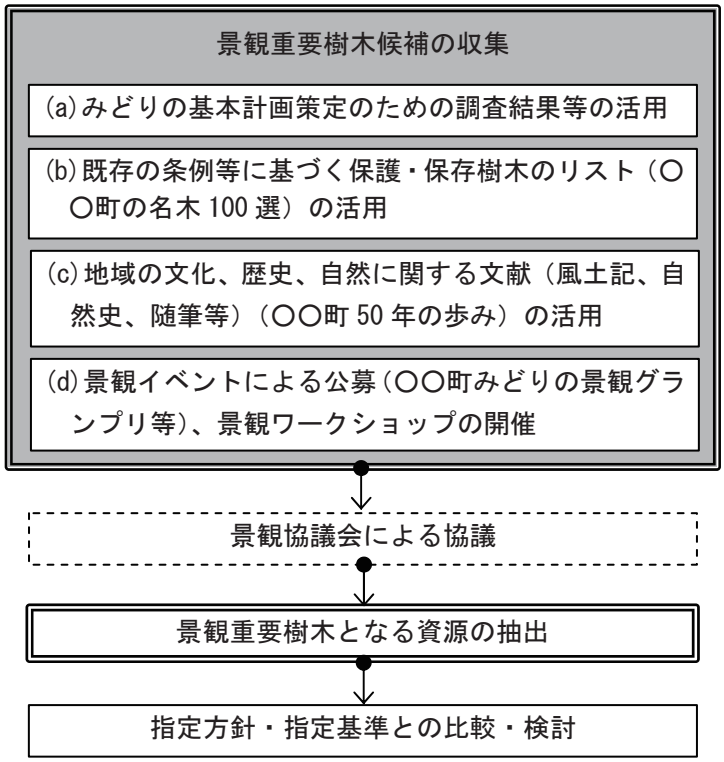

図 1-6　景観重要樹木となる資源の抽出方法

①緑の基本計画策定のための調査結果の活用

景観計画を検討する際に実施する景観資源等に関する調査や、緑の基本計画の検討時に実施する景観調査の結果等を活用して、景観上重要な樹木を抽出する。

②既存の条例等に基づく保護・保存樹木のリストの活用

都道府県や市町村等で文化財保護条例や市町条例に基づき指定する保護樹木・保存樹木等は、市役所や町役場で作成しているパンフレット等から情報を得ることができる。これらの樹木は、樹高等の形状や樹齢等に関する一定の基準を満たし、かつ審議会やアドバイザーからの意見等を踏まえた客観的な判断に基づいて指定されているのが一般的である。同時に、所有者の合意形成が既になされていることに加え、樹木の保全計画が作成されていたり、適切な維持管理がなされているため、景観重要樹木としての指定を検討する際に、最も障害の少ない候補といえる。

③地域の文化、歴史、自然に関する文献の活用

その地域の文化、歴史、自然史等に関する文献は、例えば「〇〇町 50 年の歩み」や、「〇〇県植物史」等の名称で、その地域の図書館等に置かれているのが一般的である。これらの文献を参考として、候補となる樹木を抽出するわけであるが、現在その樹木が存在しているのか否かの確認が必要となる

ため、ある程度の候補を絞った後は、現地にて樹木の有無の確認が必要となる。

④景観イベントによる公募、景観ワークショップの開催等

例えば、各自治体主導で景観グランプリ等のイベントを実施したり、景観ワークショップ等を開催して、地域住民から景観的に優れた樹木を公募したり、関連した様々な情報を得るのも一つの方法である。これは各自治体のホームページや、各戸に配布している誌面等に情報を載せたり、ポスターを設置することで広く周知を図り、応募・参加を募る。なお、景観グランプリ等で大賞等に選ばれた場合は、ホームページへの掲載や賞状の授与式等を行う。これにより、多数の候補を収集することができる。

(5) 景観重要樹木の指定の提案

景観計画区域内の樹木の所有者や景観整備機構（所有者の同意を得た場合）は、景観行政団体の長に対して景観重要樹木として指定することを提案できる（表 1-10)。これは、地域の景観を良好に保全していく上で重要となる住民等に対して、積極的に関与することができるきっかけとなるものである。提案した樹木が景観重要樹木として指定された場合には、その後の維持管理において住民参加等が期待できる。

表 1-10　景観重要樹木の指定の提案

解説	ポイント
（景観重要樹木の指定の提案） 第二十九条 景観計画区域内の樹木の所有者は、当該樹木について、良好な景観の形成に重要であって前条第一項の国土交通省令で定める基準に該当するものであると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、景観行政団体の長に対し、景観重要樹木として指定することを提案することができる。この場合において、当該樹木に当該提案に係る所有者以外の所有者がいるときは、あらかじめ、その全員の合意を得なければならない。 ２　景観整備機構は、景観計画区域内の樹木について、良好な景観の形成に重要であって前条第一項の国土交通省令で定める基準に該当するものであると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ当該樹木の所有者の同意を得て、景観行政団体の長に対し、景観重要樹木として指定することを提案することができる。 ３　景観行政団体の長は、前二項の規定による提案に係る樹木について、指定方針、前条第一項の国土交通省令で定める基準等に照らし、景観重要樹木として指定する必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該提案をした者に通知しなければならない。	■景観計画区域内の樹木の所有者、あるいは所有者の同意を得た景観整備機構は、当該樹木について、景観行政団体の長に対し、景観重要樹木として指定することを提案することができる。

(6) 所有者への意見徴収

景観重要樹木は、現状変更に景観行政団体の長の許可が必要となることなどの制限が所有者に課されるものであること、また、その所有者及び管理者に適切な管理をする義務が課せられることとなっている。そのため、景観重要樹木の指定にあたっては、あらかじめ所有者の意見を聴かなければならない（表 1-11)。なお、「意見を聴かなければならない」とは、同意を要するという趣旨ではないが、その制限の

大きさにかんがみ、できる限りその意見を尊重することが望ましい。

表 1-11　景観重要樹木の指定における所有者への意見徴収

解説	ポイント
（景観重要樹木の指定） 第二十八条 　景観行政団体の長は、景観計画に定められた景観重要樹木の指定の方針（次条第三項において「指定方針」という。）に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な樹木で国土交通省令（都市計画区域外の樹木にあっては、国土交通省令・農林水産省令。以下この款において同じ。）で定める基準に該当するものを、景観重要樹木として指定することができる。 ２　景観行政団体の長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、その指定をしようとする樹木の所有者（所有者が二人以上いるときは、その全員。次条第二項及び第三十条第一項において同じ。）の意見を聴かなければならない。	■景観重要樹木の指定は、所有者および管理者に現状変更等の制限、適切な管理義務が課せられることから、指定にあたっては、所有者の意見を尊重する。

2-5. 景観重要樹木の指定基準と方針

景観重要樹木の指定基準と方針については、景観法第二十八条の規定に基づき、「景観行政団体」の長が「景観計画」に定められた「景観重要樹木の指定の方針（指定方針）」に即して定めるものと位置づけられている。

(1) 景観重要樹木の指定の基準

景観重要樹木の指定の基準は、景観計画区域内に生育する樹木に対しては「景観法施行規則」、景観計画区域外に生育する樹木に対しては「都市計画区域外の景観重要樹木及び景観協定に関する省令」により表 1-12 のように示されている。

表 1-12　景観重要樹木の指定および指定基準

法令の種類	解説
景観法	（景観重要樹木の指定） 第二十八条　景観行政団体の長は、景観計画に定められた景観重要樹木の指定の方針に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な樹木で国土交通省令（都市計画区域外の樹木にあっては、国土交通省令・農林水産省令。以下この款において同じ。）で定める基準に該当するものを、景観重要樹木として指定することができる。 ２　景観行政団体の長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、その指定をしようとする樹木の所有者（所有者が二人以上いるときは、その全員。次条第二項及び第三十条第一項において同じ。）の意見を聴かなければならない。 ３　第一項の規定は、文化財保護法の規定により特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された樹木については、適用しない。

法令の種類	解説
景観法施行規則（国土交通省令）	（景観重要樹木の指定の基準） 第十一条　法第二十八条第一項 の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。 一　地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。 二　道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。
都市計画区域外の景観重要樹木及び景観協定に関する省令（国土交通省令・農林水産省令）	（景観重要樹木の指定の基準） 第一条　景観法第二十八条第一項 の国土交通省令・農林水産省令で定める都市計画区域外の景観重要樹木に関する基準は、次に掲げるとおりとする。 一　地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。 二　道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。

さらに、景観重要樹木の指定の基準について、景観法運用方針（国土交通省、農林水産省、環境省、平成 17 年 9 月）による解説にあるように、基準として厳密に樹木の大きさや立地場所が定められているわけではなく、樹木の姿が地域を特色づけるシンボルとなっていて、誰でも容易に見ることができ、地域住民等にとって親しみや愛着の深い樹木であることが重視されていることがわかる（表 1-13）。

そもそも「景観」とは、「自然によってつくられる特徴、人によってつくられる特徴、あるいは、それら両者の相互作用によってつくられる特徴からなり、人々が認識する広がりである」（ヨーロッパ景観条約：2000 年）と示されており、「風景、景色、特にすばらしいながめ」等を指すことからも明らかなように、決して 1 本の樹木や 1 つの建築物だけを見て「美しい」と感じるわけではなく、樹木や建築物やそれらをとりまく周囲の状況を一体的に見て、その調和あるいは対比の見事さを美しいと感じるものである。

そのため、指定の基準を樹木の大きさなどで一概に規定することは景観法の趣旨に馴染まず、一口に景観といっても都市景観、街並み景観、農村景観、自然景観等と様々であるため、指定基準を全国画一的なものにするのではなく、各地域の実情に応じた「景観重要樹木の指定方針」を、各自治体が独自に設定するようにゆだねられている。

表 1-13　景観重要樹木の指定方針の解説（景観法運用指針より抜粋）

解説	ポイント
(3) 景観重要樹木　① 基本的考え方 「地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること」とは、地域の自然、歴史、文化、生活等からみて、これらの特性が形として立ち現れたものである地域の景観上の特徴を、当該樹木の樹容が有していると認められるものであること、また、当該樹木の樹容が、景観計画区域において、良好な景観の形成を推進する上で重要なものであることであるという趣旨である。具体的には、地域の景観のシンボルとして親しまれている巨木の類が考えられる。この場合、当該樹木の歴史的価値や文化的価値を問う趣旨ではないものであることに留意する必要がある。	■地域の自然、歴史、文化、生活等からみて、これらの特性が形として立ち現れた景観上の特徴を、当該樹木の樹容が有していると認められるものであること。 ■当該樹木の樹容が、良好な景観の形成を推進する上で重要な物であること。 ■地域の景観のシンボルとして親しまれている巨樹であること（歴史的、文化的価値を問わない）。
「道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること」とは、地域の景観上の重要性からみて、所有者その他の限定された者のみしか、通常見ることができない樹木を指定することが不適切であるという趣旨である。	■地域の景観上の重要性からみて、所有者その他の限定された者のみしか通常見ることができないものは不可。

（2）景観重要樹木の指定方針

景観行政団体は、「景観計画」を作成する際に「景観重要樹木の指定方針」を設定しなければならない。ここで、景観行政団体は、地域の特性を踏まえた上で、樹木の樹容や樹種、歴史・文化的な価値等についての具体的な考え方を整理することとなる。

これまでに、景観計画を策定している景観行政団体（各自治体）の設定した指定方針を整理し、価値的な区分に大別すると、おおむね図 1-7、表 1-14 のようになる。

景観重要樹木の指定方針に挙げられている景観的価値としては、景観法や景観法施行規則等から読み取れる「自然・生物性」、「歴史性」、「文化性」、「生活性」、「指標性」の他に、「コミュニティ性」、「希少性」、「観光性」が確認された。指定方針の設定においては、景観行政団体（各自治体）が地域色を表現できるように、全国画一的な要件ではなく、その地域の風景に存在する景観的価値のある樹木を想定しながら工夫して決定していることがうかがえる。また、「指標性」に関しては、樹木の大きさを「樹高 5m を超えるもの」や「幹周 1.2m 以上」等と基準を低く設定している事例もあり、一概に目に映る樹木の大きさだけではなく、心に在る巨樹を反映させようとしているところもみられた。

このように、指定方針の設定にあたっては、「景観」というものを十分に理解した上で、地域住民の意向を正確に捉え、柔軟な対応で指定を促進できるようにすることが重要である。

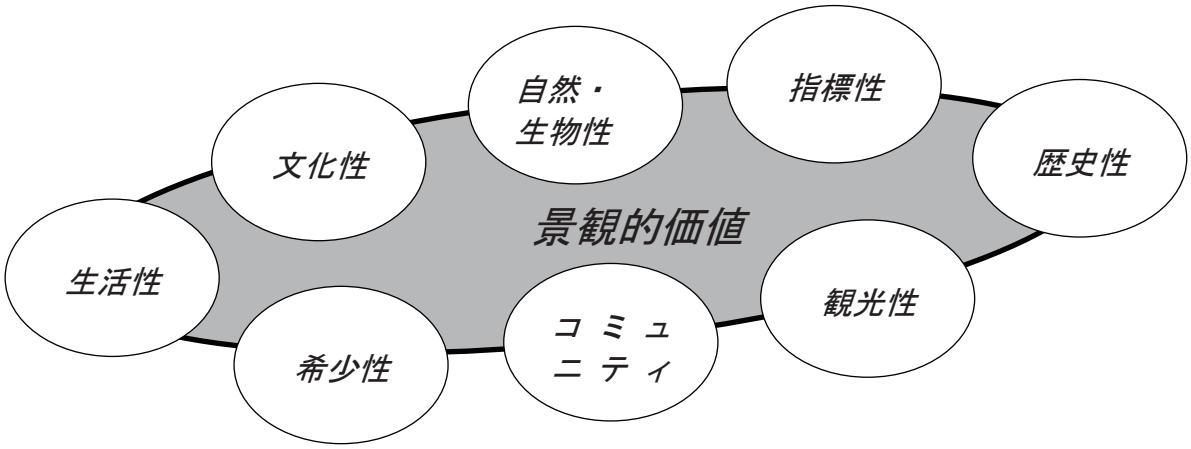

図 1-7　景観重要樹木に求められる景観的価値

表 1-14　各自治体の定める指定方針からみた景観重要樹木の価値分類

景観的価値	地方自治体の主な指定要件	イメージ写真
指標性	①樹高や樹形、大きさから地域のシンボル的なもの（「樹高 5m を超える」、「幹周 1.2m 以上」等と規定している景観行政団体もある）。 ②アイストップ・ランドマーク等の指標性を有するもの。 ③樹木を望見しやすく、視覚的な障害がないもの。	

景観的価値	地方自治体の主な指定要件	イメージ写真
コミュニティ性	①地域の人々が長年慣れ親しんできたもの。 ②地域の活性化の資産となるもの。 ③地域の暮らしに密着しているもの。 ④多くの人々の思い出を象徴するもの。 ⑤地域住民による保護や維持管理が取組まれているもの。	
文化性	①樹木が地域の伝承や風土・風習と結びついているもの。 ②芸術・文化等で取り上げられたもの。 ③著名人により植樹されたなど、謂れのあるもの。 ④愛称や由来、由緒を有するもの。	
歴史性	①歴史的町並みや集落、社寺等においてシンボルとなるもの。 ②地域の歴史を伝えるもの。 ③歴史的な街道の景観を構成するもの。 ④故事にまつわるもの。 ⑤古くから地域住民に親しまれているもの。	
生活性	①桑畑や梅林等、地域固有の生業や暮らしの風習等に由来する樹木のうち、特に重要と認められるもの。 ②街並みの中でやすらぎとうるおいの空間を創出しているもの。 ③実のなる木等、大地の育みを表すもの。	
自然・生物性	①鎮守の森や里山を構成する樹木のうち、特に重要なもの。 ②地域の植生を特徴づけるもの。 ③白砂青松等の自然景観を構成するもの。 ④亜熱帯植物等の地域の自然環境の特徴を表すもの。 ⑤海岸沿岸のクロマツ林等で地域景観の背景となるもの。	

景観的価値	地方自治体の主な指定要件	イメージ写真
希少性	①地域の固有の自生種で希少なもの。 ②樹齢の高いもの。 ③樹木固有の形状を保っているもの。 ④心象に残る奇抜な樹容を有するもの。 ⑤優れた樹形のもの。	
観光性	①樹容の美しいもの。 ②心象に残る奇抜な樹容を有するもの。 ③住民や来訪者に親しまれているもの。 ④温泉等の湯けむりと調和したもの。	
その他	①景観上将来にわたって保全・継承の必要性のあるもの。 ②公共施設の緑を補完し、緑の連担を形成しているもの。 ③地域に古くからあり、放置すればその維持や保全が困難なものとなって景観悪化を招くことが予想されるもの。	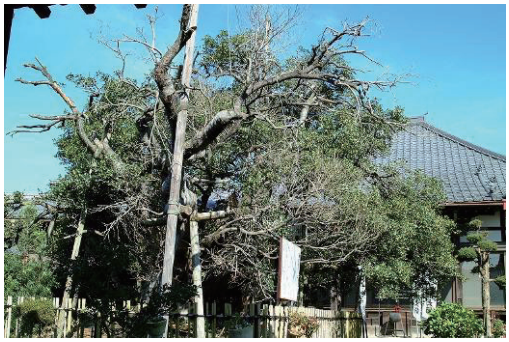

(3) 住民提案制度

景観法では、一定の要件を満たした土地の区域について、住民等による提案制度が措置されている（表1-15）。この制度は、当該区域内の土地の所有者、まちづくりに関連するNPO、公益法人、あるいは景観行政団体の条例で定めるこれらに準ずる団体が、土地所有者等の一定割合以上の同意を得た場合には、景観計画の提案を行うことができるものである。

これは、良好な景観の形成には、住民、まちづくりNPO、市民団体等の持続的な景観形成の取組が不可欠であり、住民等が行政の提案に対して単に受身で意見を言うだけではなく、より主体的に計画策定段階から積極的に参加することが求められているためである。なお、ここでの「住民」とは、景観計画の対象地域において事業を営む法人も含まれる。

このため、制度の運用にあたっては、このような制度の趣旨を十分踏まえ、住民等の良好な景観形成に対する能動的な参加を促進するための取組を行うとともに、住民等からの発意を積極的に受け止めていく姿勢が望まれる。

また、景観計画区域内の建造物及び樹木の所有者または景観整備機構は、当該建造物及び樹木について、景観行政団体の長に対し、景観重要建造物及び景観重要樹木として指定することを提案することができる。

表 1-15　住民提案制度に関する根拠

条文	ポイント
景観法（住民等による提案）　第十一条 　第八条第一項に規定する土地の区域のうち、一体として良好な景観を形成すべき土地の区域としてふさわしい一団の土地の区域であって政令で定める規模以上のものについて、当該土地の所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権を有する者は、一人で、又は数人が共同して、景観行政団体に対し、景観計画の策定又は変更を提案することができる。この場合においては、当該提案に係る景観計画の素案を添えなければならない。 ２　まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法　第二条第二項 の特定非営利活動法人若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人又はこれらに準ずるものとして景観行政団体の条例で定める団体は、前項に規定する土地の区域について、景観行政団体に対し、景観計画の策定又は変更を提案することができる。同項後段の規定は、この場合について準用する。 ３　前二項の規定による提案は、当該計画提案に係る景観計画の素案の対象となる土地の区域内の土地所有者等の三分の二以上の同意を得ている場合に、国土交通省令・農林水産省令・環境省令で定めるところにより、行うものとする。	■当該区域内の土地の所有者、まちづくりに関連するNPO、公益法人、あるいは景観行政団体の条例で定めるこれらに準ずる団体が、土地所有者等の一定割合以上の同意を得た場合には、景観計画の提案を行うことができる。
景観法（景観重要建造物の指定の提案）　第二十条 　景観計画区域内の建造物の所有者は、当該建造物について、良好な景観の形成に重要であって前条第一項の国土交通省令で定める基準に該当するものであると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、景観行政団体の長に対し、景観重要建造物として指定することを提案することができる。 ２　第九十二条第一項の規定により指定された景観整備機構は、景観計画区域内の建造物について、良好な景観の形成に重要であって前条第一項の国土交通省令で定める基準に該当するものであると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ当該建造物の所有者の同意を得て、景観行政団体の長に対し、景観重要建造物として指定することを提案することができる。	■景観計画区域内の建造物の所有者または景観整備機構は、当該建造物について、景観行政団体の長に対し、景観重要建造物として指定することを提案することができる。
（景観重要樹木の指定の提案）第二十九条 　景観計画区域内の樹木の所有者は、当該樹木について、良好な景観の形成に重要であって前条第一項の国土交通省令で定める基準に該当するものであると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、景観行政団体の長に対し、景観重要樹木として指定することを提案することができる。この場合において、当該樹木に当該提案に係る所有者以外の所有者がいるときは、あらかじめ、その全員の合意を得なければならない。 ２　景観整備機構は、景観計画区域内の樹木について、良好な景観の形成に重要であって前条第一項の国土交通省令で定める基準に該当するものであると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ当該樹木の所有者の同意を得て、景観行政団体の長に対し、景観重要樹木として指定することを提案することができる。	■景観計画区域内の樹木の所有者または景観整備機構は、当該樹木について、景観行政団体の長に対し、景観重要樹木として指定することを提案することができる。